

福島県消防学校教育訓練指針 概要版

令和3年3月11日

福島県消防学校

目 次

I	消防を取り巻く環境	
1	災害の多様化・複雑化・大規模化	1
2	社会の変化	1
II	消防学校の教育訓練指針	
1	策定の目的等	1
2	位置付け	2
3	期間	2
4	効果検証	2
5	教育訓練の目指すべき姿（方針）	
	(1) 消防職員	
	ア 災害対応能力や予防査察業務能力の向上を図るための 教育訓練の充実	3
	イ 救急隊員及び救急救命士の養成	3
	ウ 消防職員幹部教育の充実	3
	(2) 消防団員	3
III	各教育科・課程の方向性	
1	各教育科・課程の目標及び教育訓練の内容・カリキュラム等	
	(1) 消防職員	4
	(2) 消防団員	7
	(3) 一般教育	9
2	各教育科・課程の体系等 (各教育科・課程の教育訓練レベルの考え方)	9
IV	教育訓練体制	
1	教育訓練にかかる消防本部等との連携等	11
2	教育体制	
	(1) 教官数等	11
	(2) 教官に対する教育	11

I 消防を取り巻く環境

1 災害の多様化・複雑化・大規模化

火災件数は減少しているものの、多数の死傷者等を伴う火災や特異な火災が発生しているほか、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の増加や台風の影響による大規模な風水害、更には東日本大震災等最大震度6以上の地震が発生し、甚大な被害を及ぼすなど、災害は多様化・複雑化・大規模化している。

2 社会の変化

本県の高齢化率は、令和22年に42.2%（2.5人に1人）になると推計されており、高齢化社会の進展に伴い、救急自動車の出動件数が増加すると考えられる。

また、本県消防職員のうち、いわゆる若手（40歳未満）職員の全体に占める割合は約6割となっている。

さらに、消防団員については、女性消防団員は増加しているものの、全体では平成31年4月1日現在で、平成21年4月1日現在と比べると約8%（2,833名）減少している。

II 消防学校の教育訓練指針

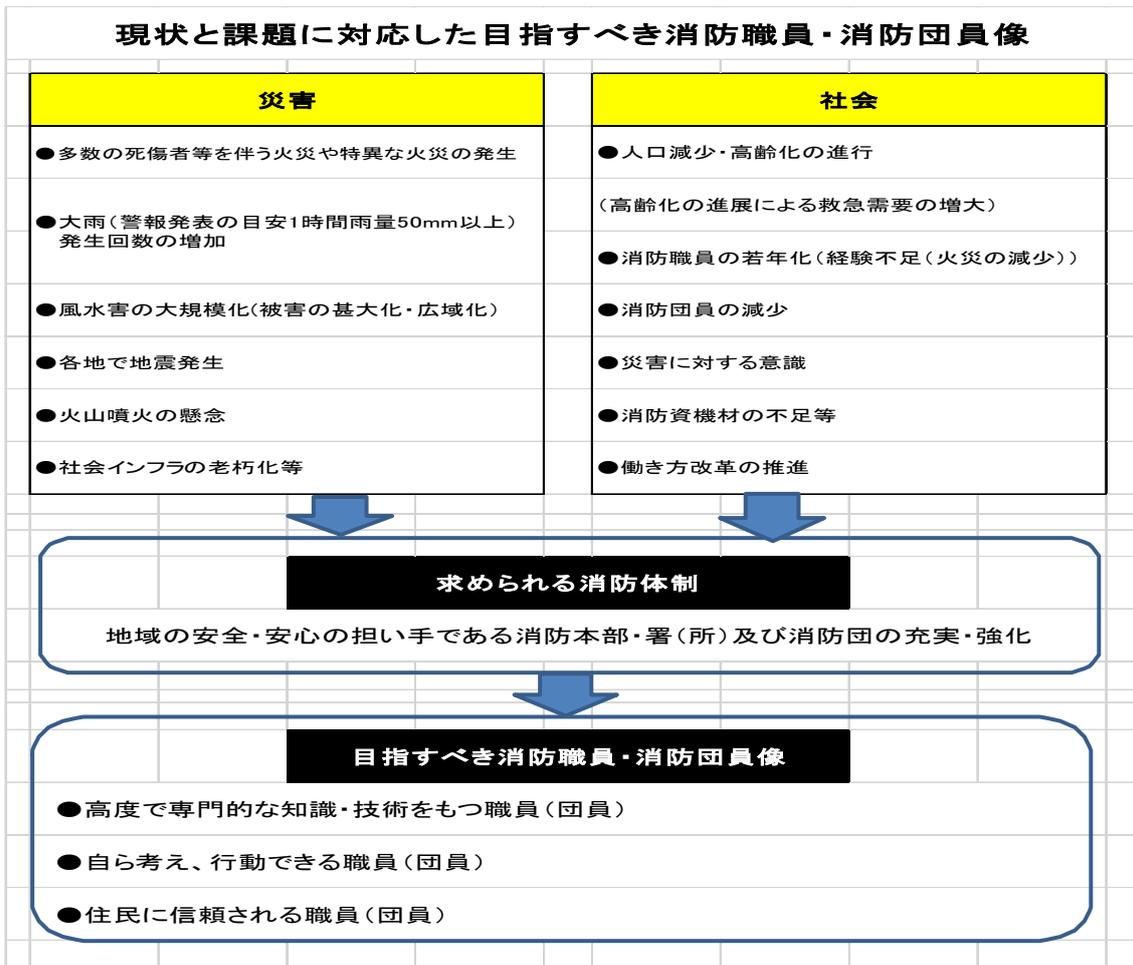
1 策定の目的等

近年の消防を取り巻く環境の変化を踏まえると、今後益々「地域の安全・安心の担い手である消防本部・署（所）及び消防団の充実・強化」が求められると考えられ、この期待に応えていくためには、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）の災害対応能力や予防査察業務能力を向上させるとともに、基本的な対応が円滑に行える救急隊員の適正配置等をしていくことが必要である。

このため、福島県消防学校における中期的視点で目指す教育訓練の方向性を「教育訓練指針」として策定する。

なお、教育訓練指針における目指すべき消防職員等は、次のとおりとする。

- 高度で専門的な知識・技術を持つ職員（団員）
- 自ら考え、行動できる職員（団員）
- 住民に信頼される職員（団員）



2 位置付け

教育訓練指針は、消防学校における教育訓練の目指すべき姿を明確にし、福島県消防学校教育訓練規則（昭和41年4月1日県規則第21号）第7条の規定に基づく学校教育実施計画（以下「教育実施計画」という。）策定の際の基本的な方向性を示すものとして位置付ける。

3 期間

令和3年度から令和7年度（達成状況の検証や総括の結果、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。）

4 効果検証

本校が実施する教育訓練で「何を身につけさせることができたか。」について把握し、その評価結果を教育訓練の指導やカリキュラムにおける重点教育等内容の改善に役立てるため、PDCAサイクルによる効果検証を行う。

5 教育訓練の目指すべき姿（方針）

(1) 消防職員

ア 災害対応能力や予防査察業務能力の向上を図るための教育訓練の充実

基本的な技術の習得や安全管理はもちろんのこと、先端消防訓練システムを活用した実践的な訓練、NBCをはじめとした特殊災害における部隊活動訓練、近年発生 of 災害事象を踏まえた図上訓練やシミュレーション訓練、隊長の指揮能力の向上等のさらなる充実を図り、災害対応能力を養うための教育訓練を目指す。

イ 救急隊員及び救急救命士の養成

「救急隊員及び准救急隊員の行う応急措置等の基準（昭和53年7月1日消防庁告示第2号）」第6条に規定する応急処置について現場で円滑に実施できるように教育するとともに、救急救命士養成所入所前の事前教育を行う等、救急隊員や救急救命士の確保に向けた教育訓練を目指す。

ウ 消防職員幹部教育の充実

消防士長及び消防司令補に期待されている、切迫する大規模災害等への対応、安全管理対策、コンプライアンス等、より高い実践的能力及び実務能力の知識習得に向けた教育訓練を目指す。

(2) 消防団員

消防団全体の災害対応能力の強化を図るため、市町村に対する教育の必要性の周知や学校における入校のしやすさ等を検討し、各科・課程への入校は勿論のこと、各分団に幹部教育指揮幹部科現場指揮課程及び指揮幹部科分団指揮課程の2つの課程を修了した指揮幹部科修了者を配置できるよう対象者の入校促進を図る。

さらに、女性消防団員の活躍拡大を図るため、女性消防団員に対する教育科を設け、教育訓練を受講しやすいように工夫するなど、対象者の入校促進を図る。

Ⅲ 各教育科・課程の方向性

1 各教育科・課程の目標及び教育訓練の内容・カリキュラム等

(1) 消防職員

科・課程目	目的	到達目標	教科目
			実日数・単位時間数
初任教育	消防職員として、初めて任用された者に対して、消防活動技術や防火・防災に関する基本的かつ基礎的な知識と技術はもちろんのこと、強靱な気力や体力づくり、社会人としての豊かな人格を形成させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 公務員としての服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。 2 警防隊員として基本的な安全管理についてを理解し、自らの安全を確保し、災害現場では、隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。 3 消防業務全般についての概要を理解していること。 4 住民からの一般的な質問に回答できること。 	実務教育（消防用設備、査察、建築、安全管理、特殊災害と保険、火災防ぎよ、火災調査、防災、救急、消防機械・ポンプ）、実科訓練（訓練礼式、消防活動訓練、救助訓練、機器取扱訓練、消防活動、体育） ・実日数：114日 ・単位時間数：800時間
専科	警防科 災害現場等において警防活動をする隊員（基本は指揮業務を担う者）に対し、幅広く専門的な知識及び技術の習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防行政の現状及び課題を理解していること。 2 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。 4 心身の健康管理に積極的に取り組めること。 	防災、警防対策、消防戦術と安全管理、図上訓練、実技訓練、事例研究、健康管理 ・実日数：10日 ・単位時間数：70時間
科	特殊災害科 特殊災害現場において特殊活動をする指揮を行う者に対し、危険物質等に係る基礎的知識や各種災害活動要領などの専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。 2 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。 3 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。 	特殊災害の概論、危険性物質等に係る基礎的知識及び関係法令、特殊災害に対する消防活動と安全、図上訓練 ・実日数：9日 ・単位時間数：49時間
教育	予防査察科 予防査察に必要な査察着眼点や危険物規制、違反処理など基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を習得していること。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権限を有するものを含む。）に対して是正を指導できること。 	予防査察行政の現状と課題、消防同意、査察、危険物規制、違反処理、査察実習、事例研究 ・実日数：10日 ・単位時間数：70時間
育	危険物科 危険物の施設での災害時の対処方法や許認可に係る基準、違反処理など、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。 3 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。 	危険物行政の現状と課題、危険物化学、危険物規制、事例研究 ・実日数：5日 ・単位時間数：35時間
	火災調査科 原因調査の内容、進め方、原因調査要領や鑑定要領等、基礎的、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。 3 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。 	原因調査関係、原因調査、損害調査、鑑定、調査実習、調査書類、事例研究 ・実日数：10日 ・単位時間数：70時間
	救急科 消防法施行令第44条第5項第2号（救急業務に関する教育（総務省令で定める）課程）及び施行規則第51条の規定に基づく教育を修了させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。 4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。 	救急業務及び救急医学の基礎、応急処置の総論、病態別応急処置、特殊病態別応急処置、実習 ・実日数：36日 ・単位時間数：250時間 ※その他講習として、JPTEC等の講習を実施する場合がある。
	救助科 消防組織法第4条第2項第16号の規定に基づく告示「救	<ol style="list-style-type: none"> 1 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強靱な身体を有していること。 2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で 	安全管理、災害救助対策、救急、救助器具取扱訓練、救助訓練、山岳救助訓練、総合訓

科・課程目	目 的	到 達 目 標	教 科 目
			実日数・単位時間数
	助活動に関する基準」第6条第1項の教育訓練の基準に規定する救助科を修了させるための教育訓練を行う。	高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。 3 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。	練、体育 ・実日数：20日 ・単位時間数：140時間
幹部教育 初級幹部科	主として消防司令補（消防士長の階級にある者であって部隊または係の長である者を含む。）に求められる業務管理能力や消防部隊（小隊単位）の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。	1 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。 2 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。 3 上司を補佐し、部下を指導できること。 4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。 5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。	訓練礼式、消防時事、消防財政、人事業務管理、安全管理、現場指揮、事例研究 ・実日数：10日 ・単位時間数：70時間
特 放射線基礎 研修	東日本大震災時発生した原子力災害の影響により、高濃度の放射線量が残る現場での活動を考慮した防護の基礎と活動要領等について、専門的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 放射線に対する正しい知識を有していること。 2 現場活動時における防護の要領及び活動時の注意事項等、基本的な活動技術が身に付いていること。	放射線の基礎、消防活動の基礎、高線量下における消防活動の留意事項、消防活動訓練 ・実日数：1日 ・単位時間数：6時間
別 教 惨事スト レス対策講習	大規模災害時等、極めて悲惨な現場での活動により生じる惨事ストレスに対する理解と対処方法を習得させるための教育訓練を行う。	1 惨事ストレスに対する症状を理解していること。 2 惨事ストレスに対する対処方法を理解していること。	惨事ストレス、メンタルヘルス、傾聴、グループミーティング ・実日数：2日 ・単位時間数：11時間
育 機関科	火災現場や災害現場への急行時における接触事故等を防止するほか、火災現場や災害現場における消火活動を円滑に行うため、緊急自動車及び消防車両（「緊急自動車」という。）運転技術の向上、ポンプ運用や機器のトラブル時における対応等に関する教育訓練を行う。	1 緊急自動車の運行に係る関係法令を理解し、緊急自動車運行の心構えができていること。 2 緊急自動車の運行に当たって、道路や交通の状況に応じて、細かな配慮や技能を身につけていること。 3 緊急走行時における交通事故の初期対応の能力を身につけていること。 4 ポンプ車のポンプの操作と運用について理解していること。 5 ポンプ車の点検要領（故障と対策）について理解していること。	緊急自動車運行管理、操縦、消防ポンプ・ポンプ運用、点検整備、事例研究 ・実日数：5日 ・単位時間数：35時間
水難救助科	水中という特殊環境下での潜水救助活動において、的確な判断とその対応ができるよう専門知識と技術を習得させる教育訓練を行う。	1 水難救助活動において、救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強靱な身体を有していること。 2 水難救助装備に精通し、専門的な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。 3 水難救助活動において、自らの安全を確保できること。	潜水学、機器取扱、応用訓練 ・実日数：8日 ・単位時間数：56時間
はしご車運 用科	はしご自動車の取扱いに関する高度な知識を身につけ、安全で円滑な運用技術を習得させる教育訓練を行う。	1 はしご車の基本理論及び特殊装置の構造を理解していること。 2 はしご車の運用に関する安全管理、点検整備及び故障対策を理解していること。 3 はしご車の安全かつ迅速な取扱操作ができること。	安全管理、取り扱いの基本理論と特殊装置の構造、基本取扱訓練、応用取扱訓練、点検整備、故障と対策 ・実日数：3日 ・単位時間数：21時間
指揮隊長科	指揮隊長として求められる災害現場に	1 指揮隊長としての立場を正しく認識していること。 2 指揮隊長として、無線速報、隊員への簡潔な指示、上級指揮者へ	指揮理論、無線運用要領、図上訓練（現場指揮）、現場指揮

科・課程目	目 的	到 達 目 標	教 科 目
			実日数・単位時間数
	おける的確な指揮を行うために必要な知識・技術の習得させる教育訓練を行う。	の報告など基本の型を身につけていること。	上訓練（現場指揮）、現場指揮訓練、多数傷病者対応（MCLS） ・実日数：5日 ・単位時間数：35時間
ポンプ操法指導員科	消防団員の消防技術の向上を図るために開催されるポンプ操法大会におけるポンプ操法大会実施要領に定めた行動の適切な指導及びポンプ操法大会審査要領に規定してある審査についての的確に審査ができる指導者を養成するための教育訓練を行う。	1 消防操法実施要領を理解し、消防操法の指導ができること。 2 消防操法審査要領を理解し、消防操法の審査ができること。	訓練礼式、実施要領、審査要領、大会運営要領 ・実日数：7日 ・単位時間数：48時間
通信指令科	救急指令に求められる通信指令員の知識・技術を向上させるための教育訓練を行う。	1 通報者に対する接遇能力を有していること。 2 幅広い医学知識を有していること。 3 緊急度判定のための知見を有していること。 4 口頭指導のための技術を有していること。	管制実務教育、医学的基礎、実習 ・実日数：2日 ・単位時間数：14時間
救急科（再教育）	救急科を修了し、修了後数年経過した者、再度救急業務に携わる救急隊員に対し、救急に関する技術を維持するための教育訓練を行う。	1 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。 4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。	解剖生理の基礎等、観察等、応急処置、特定行準備、小隊訓練 ・実日数：8日 ・単位時間数：52時間
救急救命士教育科（養成補助）	救急業務に関する講習を修了し5年又は2000時間以上救急業務に従事した者が、国家試験の受験資格を取得するために入所する「救急救命士養成所」における授業の理解を容易にするための事前の教育訓練を行う。	1 救急救命士養成所入所の心構えができていないこと。 2 救急救命士養成所入所後、必要な基礎的解剖生理、病態生理、症状の理解ができていないこと。	解剖生理・学科試験、シミュレーション、実技試験 ・実日数：5日 ・単位時間数：34時間
救急救命士処置拡大講習（再教育）（静脈路確保）	心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例等へのブドウ糖溶液の実施に係る認定書を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するための教育訓練を行う。	1 救急現場において血糖測定、ブドウ糖溶液の投与の適応を適切に判断する能力を身につけていること。 2 救急現場においてショックの病態などを鑑別し、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の適応を適切に判断する能力を身につけていること。 3 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液をプロトコルに基づき的確かつ安全に施行する能力を身につけていること。 4 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液に伴う危険因子、合併症を認識し、トラブル発生時に責任をもって適切に対処できる能力を身につけていること。 5 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液は、メディカルコントロール下で行われることを認識し、医師との円滑なコミュニケーションにより適切に指導助言を受けられる能力を身につけていること。 6 血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与、静脈路確保及び輸液の実施について、医療倫理の側面から適切に説明し、傷病者等から信頼が得られる能力を身につけていること。	基本的手技、シミュレーション、資機材整備 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
救急救命士処置拡大講習（再教育）（ビデオ喉頭鏡）	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管が実施できる救急救命士として認定書を交付された救急救命士に対し、その技術を維持するための教育訓練を行う。	1 救急現場において、病態に応じた適切な気道確保法を選択できる能力を身につけていること。 2 気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行する能力を身につけていること。 3 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる能力を身につけていること。 4 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管は、メディカルコントロール下で行われることを認識し、責任をもって行動できる能力を身につけていること。	シミュレーション ・実日数：1日 ・単位時間数：6時間
新任救急隊長科	救急隊長として求められる救急隊の管	1 指導者・評価者として、救急業務及び救急医学に関する知識を有していること。	解剖生理学の基礎等、観察等、応急処置、特定行為準備、小

科・課程目	目的	到達目標	教科目
			実日数・単位時間数
	理や傷病者の管理、病院 交渉、医師への引継ぎ、接遇(インフォームドコンセント)、安全管理・危機管理などのスキルを向上させるための教育訓練を行う。	2 指導者・評価者として、適切な観察等ができること。 3 指導者・評価者として、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。 4 特定行為の実施に当たり、その準備が的確かつ速やかにできること。 5 救急資機材の取扱いについて精通していること。 6 指導者・評価者としての責任及び立場を正しく認識していること。 7 上司を補佐し、救急隊員に指導できること。 8 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。 9 災害現場において、他隊と円滑に連携するスキルを有していること。	隊訓練 ・実日数：8日 ・単位時間数：52時間
上級職員科	消防士長の階級にある者に求められる業務管理能力や消防部隊(小隊単位)の指揮などを習得させるための教育訓練を行う。	1 消防士長としての責任及び立場を正しく認識していること。 2 消防士長として消防行政の動向を理解していること。 3 上司を補佐し、部下を指導できること。 4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動体制をとることができること。 5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。	訓練礼式、消防時事、人事業務管理、安全管理、現場指揮 ・実日数：5日 ・単位時間数：35時間

(2) 消防団員

科・課程目	目的	到達目標	教科目	
			実日数・単位時間数	
基礎教育	消防団員として任用後、経験が短い(概ね3年未満)者に対して、組織制度や火災防ぎよ、安全管理等、消防活動に必要な基礎的な知識・技術を習得させる教育訓練を行う。	1 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。 2 災害現場では自ら安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。	基礎教育Ⅰ(組織制度、火災防ぎよ、安全管理) ・実日数：1日 ・単位時間数：7時間 基礎教育Ⅱ(訓練礼式、ポンプ操法、救急救助) ・実日数：1日 ・単位時間数：7時間	
専 科	警防科	消防団員として3年以上の経験を有する者に対し、火災防ぎよや安全管理など、災害現場における消防活動に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 火災防ぎよ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。 2 災害現場において中核的な活動を遂行できること。	火災防ぎよ、防災、安全管理、事例研究 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	機関科	消防団員として1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者に対し、道路交通法や緊急走行、ポンプ運用など、消防車両の運行に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 道路交通法関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有すること。 2 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。	道路交通関係法令、緊急走行要領、ポンプ運用、 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
幹 部 教 育	初級幹部科	消防団の班長の階級にある者に対し、消防財政や人事業務管理、安全管理、現場指揮など、消防団の運営に必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。 2 地域住民に対して防災指導を行えること。	訓練礼式、現場指揮、防災、防災指導要領、安全管理 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	現場指揮課程	火災防ぎよや救助・救命、避難誘導など災害現場における部隊活動を実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。 2 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。	現場指揮・安全管理、火災防ぎよ訓練、水災活動訓練、救助・救命訓練、避難誘導訓練、災害情報収集・伝達訓練、地域防災指導訓練 ・実日数：2日 ・単位時間数：14時間

科・課程目		目的	到達目標	教科目 実日数・単位時間数
	分団指揮課程	消防団の管理運営や活性化、災害現場における分団の管理運営を適切に実施するために必要な専門的知識や技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。 2 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。	組織制度・安全管理、訓練礼式、防災、災害対策図上訓練、事例研究 ・実日数：2日 ・単位時間数：10時間
特別教育	訓練礼式指導員科	消防団における訓練礼式の指導者となるための、必要な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 訓練礼式の基準を理解していること。 2 他の団員に対して、訓練礼式の指導ができること。	訓練礼式、部隊訓練 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	ポンプ操法指導員科	消防団員の消防操法技術の向上を図るため、消防操法実施要領に定めた行動を適切に指導できる指導者を養成するための教育訓練を行う。	1 消防操法実施要領に定めた各番員の行動を正しく説明できること。 2 自らが各番の行動が展示でき、規律や節度、敏捷性、士気、安全性等について適切な指導ができること。	指導要領、実施要領、審査要領、大会運営要領 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	ラップ吹奏科	消防団員の規律維持及び志気の高揚を図るため、消防団の式典及行事におけるラップ吹奏の基本などの技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 ラップ吹奏の基本を理解すること。 2 基本的なラップの吹奏ができること。	訓練礼式、音楽理論、ラップ吹奏実技 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	女性消防団員科	女性消防団員を採用する消防団は全都道府県に浸透しており、活躍が期待されている中、訓練礼式、予防広報・防火指導能力の向上や、消火に関する技術を習得させるための教育訓練を行う。	1 訓練礼式において、基本の姿勢や行進等の基本的な行動ができること。 2 予防広報の意義を理解し、地域住民に対しての広報要領を習得すること。 3 消火器、屋内消火栓等の操作要領を習得し、地域住民に対しての指導要領を習得すること。	訓練礼式、消防組織制度、予防広報、救急救護、軽可搬ポンプ操法 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
	ドローン講習	将来的にドローン部隊等の導入を考えている消防団に対して、ドローンの基本的な操作要領やドローンに関する法令など、基本的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。	1 基本的なドローンの操作要領を習得すること。 2 ドローンに関する法令等を理解すること。	基本法令等、操縦技能 ・実日数：1日 ・単位時間数：6時間
	オフロードバイク講習	将来的に自動二輪車部隊等の導入を考えている消防団に対して、緊急走行要領や運転技術など、基本的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。	1 自動二輪車で的確な緊急走行要領を習得すること。 2 道路交通法関係法令に関する知識を有すること。	基本法令等、操縦技能 ・実日数：1日 ・単位時間数：6時間
	救助用資器材取扱技術講習	消防団の災害対応能力の向上等を図るため、救助用資器材の取扱要領など基本的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。	1 救助用資器材の取扱要領を習得すること。 2 救助用資器材の点検、整備要領を習得すること。 3 救助用資器材取扱時の安全管理について理解すること。	講義、実科訓練 ・実日数：1日 ・単位時間数：7時間
校外教育	各支部の幹部団員（班長以上）又は幹部昇格予定団員を対	1 基本的な訓練礼式の要領を習得すること。 2 現場の指揮要領を理解し、他の団員に対し教育内容の伝達等ができること。	現場指揮、訓練礼式	

科・課程目	目的	到達目標	教科目
			実日数・単位時間数
	象とし、地域における消防団員の消防力強化、活性化を図るために、消防学校の教官を派遣し、訓練礼式など基礎的な知識・技術を修得させるための教育訓練を行う。		・実日数：1日 ・単位時間数：5時間

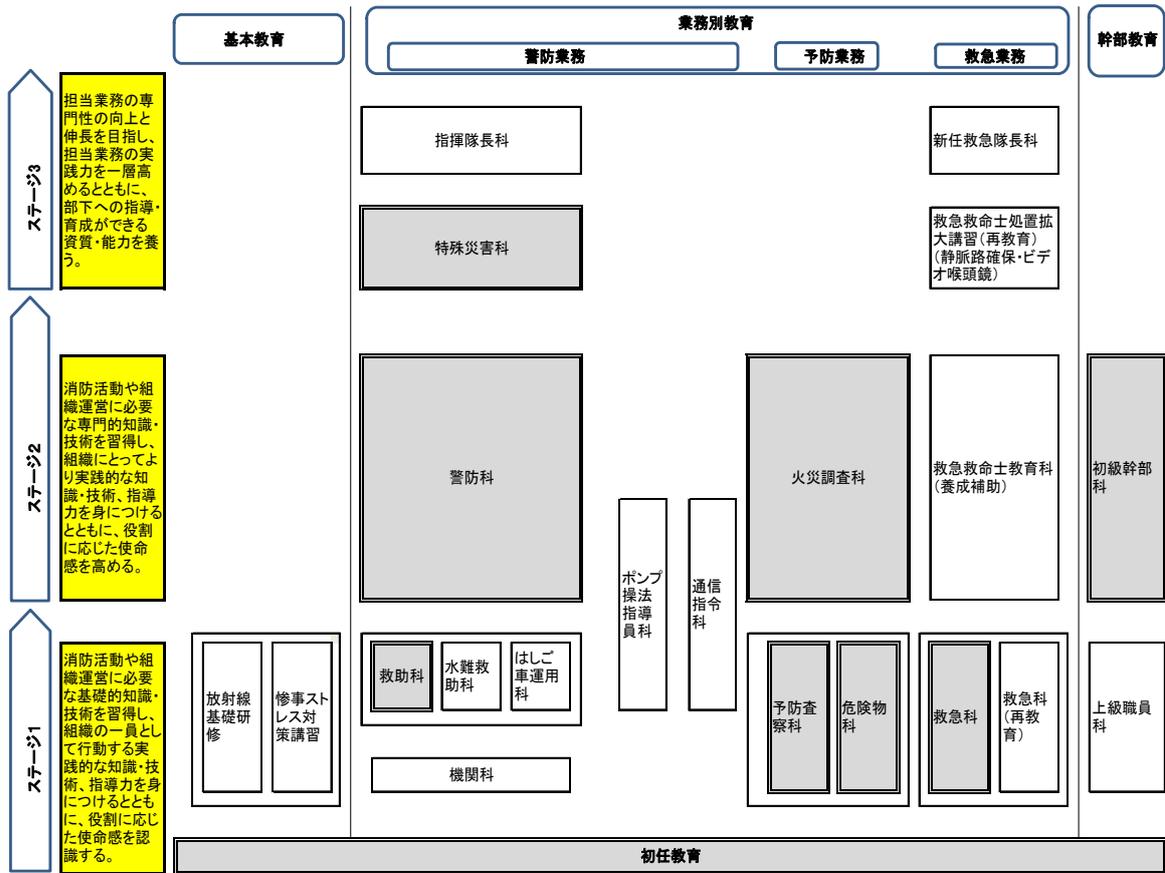
(3) 一般教育

科・課程目	目的	到達目標	教科目
			実日数・単位時間数
自衛消防隊員教育	社会福祉施設に勤務する自衛消防隊員に対して、災害発生時の人命の保護及び非該当の軽減を図るために必要な基礎的な知識・技術を習得させるための教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防隊としての責務を理解する。 2 自衛消防隊員として、屋内消火栓等の消防用設備を活用した消防活動要領等を習得する。 3 基礎的な応急救護要領を習得する。 	救出・救助、応急処置、自衛消防隊員の消防活動、消防設備、意見交換 ・実日数：2日 ・単位時間数：12時間
少年消防クラブ員教育	県内の少年消防クラブ員を対象とし、応急手当や煙体験等の各種体験学習による防災意識の向上、県内各地域の少年消防クラブ員との親交を深めることを目的とし教育した教育訓練を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種体験学習を通し、防災に対する意識が向上すること。 2 県内各地域の少年消防クラブ員との親交が深まること。 	応急救護、体験学習、意見交換 ・実日数：1日 ・単位時間数：5時間

2 各教科・課程の体系等（各教科・課程の教育訓練レベルの考え方）

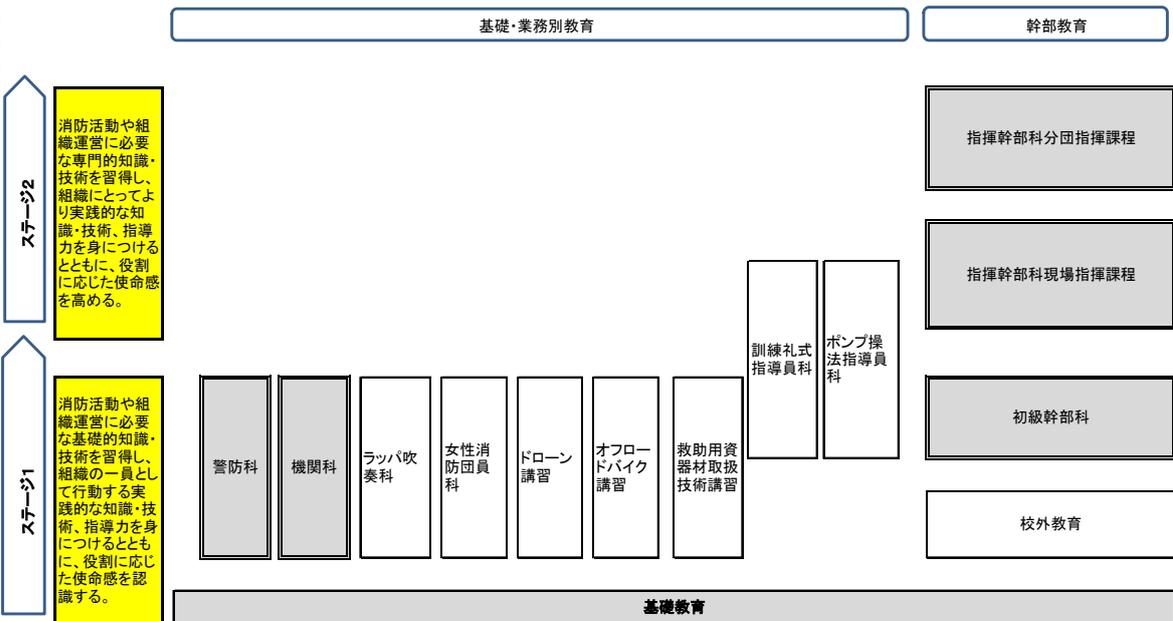
本校が行う消防職員・団員に対する各教科・課程の教育訓練のレベルについては、その目標及び教育訓練の内容、カリキュラム等から次のとおりとする。

消防職員



注 は、初任教育と専科教育、幹部教育
 は、特別教育

消防団員



注 は、基礎教育と専科教育、幹部教育
 は、特別教育等

IV 教育訓練体制

1 教育訓練にかかる消防本部等との連携等

実際に火災等災害現場で消火や救助、救急に携わっている消防職員を必要に応じて講師として招聘、また、教育訓練に必要な資器材の借り受けなど、様々な場面において消防長会や各消防本部と連携を保ちながら、教育訓練の効果を高めていく。

また、災害形態や社会環境の変化を捉え、各消防本部に限らず民間企業の協力を得た教育訓練や福島県消防学校校友会、福島県消防学校教官連絡協議会、公益財団法人福島県消防協会との連携を深化させ、さらなる教育訓練の充実を目指す。

2 教育体制

(1) 教官数等

本校は、120名の入校者の入寮が可能な施設であり、これまでも、同日に100名超の入校生に対して教育訓練を実施している。

本校で行う教育訓練をより充実したものにするため、本校における教官数は、基本的な教科や規律の教授、各機関等との円滑な調整を行うプロパー教官3名と、原則として現状の消防戦術等の専門的知識・技術を教授する派遣教官7名（警防担当3名、予防担当2名、救急担当2名）、そして一般行政・法学、警防関係、予防関係の講師3名体制で、教育訓練の充実を図る。

なお、本校教育訓練においては、寮生活が原則であることから、新しい生活様式の定着など感染症防止対策を講じながら、教育訓練を実施する。

(2) 教官に対する教育

機会を捉え、最新の消防戦術等の知識・技術を習得するための研修等をはじめ、消防以外の各種研修にも積極的に参加させるなど、教官の教育に努めていく。